

GREEN×EXPO 2027 鳥取県魅力発信イベント等企画運営業務委託内容

1 全体構成等の説明（GREEN×EXPO 2027 の概要、鳥取県の出展概要）

(1) GREEN×EXPO 2027（以下「博覧会」という。）の概要

- ア 名称 2027年国際園芸博覧会
- イ 場所 旧上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市）
- ウ 期間 2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）
- エ 区域 約100ha（内、会場区域80ha）
- オ 参加者 全体で1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）
- カ 趣旨 国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献

※詳細は公式サイト（<https://expo2027yokohama.or.jp/>）を参照。

(2) 鳥取県の出展概要

- ア 鳥取県の特徴を表現した「庭園」の展示（会期中全期間）
砂丘と梨をメインとした「庭園」を屋外エリアに出展。季節折々の花や樹にくわえ、観光情報や郷土文化など鳥取らしさをちりばめて制作。※一部（後述2(4)イ②関係）が今回の委託の対象
- イ 鳥取県魅力発信イベントの開催（会期中に3回）
鳥取県の観光、農産物及び特産品の「旬の魅力」を発信するイベント。会期中に3回（春季、夏季、秋季）開催し、来場者への鳥取県の認知度向上を図る。※今回の委託の対象
- ウ イのイベント開催日以外も継続的に鳥取県への関心を維持させる施策（会期中ほぼ全期間）
会期を通じて带的に鳥取県の認知度向上を図る施策を実施。イのイベントだけでなく会期中継続的に鳥取県への関心を維持していただく。※今回の委託の対象

| 月 | ア 鳥取県の特徴を表現した「庭園」の展示 <u>※一部（後述2(4)イ②関係）が今回の委託の対象</u> | イ 鳥取県魅力発信イベントの開催 <u>※今回の委託の対象</u> | ウ イのイベント開催日以外も継続的に鳥取県への関心を維持させる施策 <u>※今回の委託の対象</u> |
|-------|---|--------------------------------------|---|
| R9. 3 | 会期中 全期間 | | 会期中 ほぼ全期間 |
| 4 | | 春季イベント | |
| 5 | | | |
| 6 | | 夏季イベント | |
| 7 | | | |
| 8 | | 秋季イベント | |
| 9 | | | |

2 業務の内容

(1) 「春季イベント」の企画及び実施

- ア 「令和9年4月下旬の1日間」で「まんが王国とっとりを中心とした、とっどりの観光の春の旬」を来場者に訴求するイベントを企画及び実施すること。（期日は発注者が別途決定する）
- イ イベントの開催場所は、博覧会の会場内の「催事場」とする。企画提案にあたっては、催事場の利用基準や備品等を示した「GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）催事施設利用ガイド 催事場」（<https://expo2027yokohama.or.jp/assets/docs/sponsorship/publicevents->

guideline-saijijou_20260619.pdf) を十分確認のうえ、企画を提案すること。

ウ イベント内容について、以下①～④を目安に企画提案すること。ただし、これらに限定されるものではなく、上回る効果的な企画があれば提案すること。なお、実施内容は、契約締結後、県担当課と協議のうえ、調整すること（担当課は発注者が別途指定する）。

① ステージイベントを実施すること

※まんが王国とつとりをPRするステージプログラムを企画提案するとともに、必要となる業務一切を実施運営すること。なお企画にあたっては、まんが王国とつとり関連作品のアニメ著作権に関わる企画は不可とする。

※「著名人を登壇者に含めたまんが王国とつとりにまつわるトークセッション」を基本プログラムとし、着ぐるみの活用を含め効果的に企画するとともに、伝統芸能の披露や抽選会の実施等内容の充実を図ること。着ぐるみの活用については、県が保有する「鬼太郎」及び「江戸川コナン」の各着ぐるみが使用可能な場合があるため、考慮すること。

※トークセッションは「まんが王国とつとり全般」をテーマにしつつ、「令和9年春リニューアル予定の青山剛昌ふるさと館」にフォーカスした内容も検討すること。

※本プロポーザルにおいては、登壇する著名人の候補者は声優や漫画家以外とし、選定理由の説明を添えること。

※観覧者の事前申込や当日受付についても考慮すること。

※まんが王国とつとりに関する著作権許諾手続きは発注者が行う。

② まんが王国とつとりを中心とした観光PRブースを設置すること

※幅広い方々が楽しめるまんが王国とつとりフォトスポットの設置や着ぐるみグリーティング等、効果的な内容を企画すること。

※まんが王国とつとりのPRに加え、鳥取の春季の観光情報のPRを行うこと。ただし、まんが王国とつとりに関わるキャラクターをまんが王国とつとりのPR以外に使用しないよう留意すること

③ 特産品販売・飲食提供ブースの設置に要する基本的備品を手配すること。

※「鳥取の春季の特産品販売及び飲食提供」を行うブースだが、企画運營業務委託等は別途発注するため、今回は基本的備品（2（1）イで示した催事場の施設利用ガイドに含まれるもの（長テーブルやパイプ椅子など）で差し支えない）の手配のみ検討すること。したがって、「基本的備品を割り出すための簡易なブースイメージの作成」及び「それに要する経費の計上」を提案すること。

④ とつとり花回廊PR・ワークショップブースの設置に要する基本的備品を手配すること。

※「とつとり花回廊のPR」や「寄せ植え教室などワークショップの企画」を行うブースだが、企画運營業務委託等は別途発注するため、今回は基本的備品（2（1）イで示した催事場の施設利用ガイドに含まれるもの（長テーブルやパイプ椅子など）で差し支えない）の手配のみ検討すること。したがって、「基本的備品を割り出すための簡易なブースイメージの作成」及び「それに要する経費の計上」を提案すること。

エ 会場のレイアウト及び統一的な案内サインを提案すること。レイアウトにあたっては、まんが王国とつとりの著作権許諾の観点から、まんが王国とつとり要素（イラスト、着ぐるみ等）が他の要素と切り分けられた見え方となるよう留意すること。

(2) 「夏季イベント」の企画及び実施

ア 「令和9年6月中下旬～7月上旬の間の1日間」で、「とつとりの農産物の夏の旬」を来場者に訴求するイベントを企画及び実施すること。

イ イベントの開催場所は、博覧会の会場内の「催事場」とする。企画提案にあたっての留意事項は、2（1）イに同じ。

ウ イベント内容について、以下①～④を目安に企画提案すること。ただし、これらに限定されるものではなく、上回る効果的な企画があれば提案すること。なお、実施内容は、契約締結後、県担当課と協議のうえ、調整すること（担当課は発注者が別途指定する）。

① ステージ周辺で「鳥取すいか」のPRに資する企画等を実施するために要する基本的備品を手配すること

※鳥取すいかの魅力が伝わる効果的な企画を実施するブースだが、すいかのカービング展示、カットすいかの試食及びトリピー着ぐるみとのグリーティングは発注者が実施検討をすることから、企画提案からは除外すること。また、発注者が実施検討している企画及び企画提案に係る業務委託等は別途発注するため、今回は基本的備品（2（1）イで示した催事場の施設利用ガイドに含まれるもの（長テーブルやパイプ椅子など）で差し支えない）の手配のみ検討すること。したがって、「基本的備品を割り出すための簡易なブースイメージの作成」及び「それに要する経費の計上」を提案すること。

② まんが王国とっとりを中心とした観光PRブースを設置すること

※企画提案の考え方は2（1）ウ②に同じ（ただし春季を夏季に読み換えること）。

③ 特産品販売・飲食提供ブースの設置に要する基本的備品を手配すること

※企画提案の考え方は2（1）ウ③に同じ（ただし春季を夏季に読み換えること）。

④ とっとり花回廊PR・ワークショップブースの設置に要する基本的備品を手配すること

※企画提案の考え方は2（1）ウ④に同じ。

エ 会場のレイアウトについては2（1）エに同じ。

（3）「秋季イベント」の企画及び実施

ア 「令和9年8月30日（月）の週のうち1日間」で、「ととりの農産物の秋の旬」を来場者に訴求するイベントを企画及び実施すること。（期日は発注者が別途決定する）

イ イベントの開催場所は、博覧会の会場内の「催事場」とする。企画提案にあたっての留意事項は、2（1）イに同じ。

ウ イベント内容について、以下①～④を目安に企画提案すること。ただし、これらに限定されるものではなく、上回る効果的な企画があれば提案すること。なお、実施内容は、契約締結後、県担当課と協議のうえ、調整すること（担当課は発注者が別途指定する）。

① ステージ周辺で「鳥取の梨」のPRに資する企画等を実施するために要する基本的備品を手配すること

※企画提案の考え方は2（2）ウ①に同じ（ただし「鳥取すいかの魅力が伝わる効果的な企画」を「鳥取の梨の魅力が伝わる効果的な企画」と読み換えること）。

② まんが王国とっとりを中心とした観光PRブースを設置すること

※企画提案の考え方は2（1）ウ②に同じ（ただし春季を秋季に読み換えること）。

③ 特産品販売・飲食提供ブースの設置に要する基本的備品を手配すること

※企画提案の考え方は2（1）ウ③に同じ（ただし春季を秋季に読み換えること）。

④ とっとり花回廊PR・ワークショップブースの設置に要する基本的備品を手配すること

※企画提案の考え方は2（1）ウ④に同じ。

エ 会場のレイアウトについては2（1）エに同じ。

（4）記述2（1）（2）（3）のイベント開催日以外の期間も来場者が鳥取県への関心を維持する施策の企画及び実施

ア 2（1）（2）（3）のイベント開催日以外も来場者に継続的に鳥取県への関心を維持させるため、半年の会期を通じて帯的な仕掛けを設けること。あわせて、1（2）アに記した「鳥取県の特徴を表現した「庭園」の展示」への周遊を促す効果も持たせること。

イ 当該施策について、参考として想定例を以下①②で記す。①②は可能な限り実施していただきたいが、上回る効果的な企画があれば提案すること。なお、実施内容は、契約締結後、県担当課と協議のうえ調整すること（担当課は発注者が別途指定する）。

- ① スタンプラリーの実施（鳥取県とゆかりのある他出展者ブース等にラリーポイントを設け、会期中の鳥取県の認知度向上及び「庭園」への周遊を促進）
- ② ARフォトフレームの設置（1（2）アの「庭園」内にARフォトフレームを設置することで話題づくりに繋げ、「庭園」への周遊を促進）

（5）広報に関する業務

2（1）～（4）の各イベント等及び1（2）アの「庭園」の集客促進を目的として、以下の広報の業務を行うこと。内容や納期等について発注者と協議のうえ進めること。

ア イベントチラシ・ポスターのデザイン、編集、作成

- ① 発注者が提供する素材（ロゴデザイン、写真等）及び受注者が所有する写真素材等を活用し、イベント等及び「庭園」の集客促進に資するデザインを企画すること。校正は、まんが王国とっりの著作権許諾手続きを含め、いずれも2回以上行うこととする。
- ② 仕様等については、予算の範囲内で実施しうるものとする。
- ③ 校了後、速やかに発注者に電子データを提出すること。

イ 特設サイトの作成

- ① 利用者が使いやすく、分かりやすい表現でページを作成し、目的とするイベント等に容易にたどり着ける構成であること。
- ② 写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は受注者において収集、処理することとし、これに係る費用は受注者の負担とすること。ただし、まんが王国とっりの著作権許諾に要するものは除く。
- ③ モバイルファーストとし、レスポンシブデザイン対応とすること。
- ④ 特定のブラウザの固有の機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザの最新版を用いてホームページを表示できること。
 - （ア） Microsoft Edge
 - （イ） Google Chrome
 - （ウ） Mozilla Firefox
 - （エ） Apple Safari
 - （オ） Android 標準ブラウザおよび Mobile Safari
- ⑤ 検索サイトからの流入促進を図るため、SEO対策（サーチエンジン最適化）を施すこと。
- ⑥ 必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。
- ⑦ ホームページの閉鎖
以下の（ア）から（ウ）までの作業を令和9年12月31日までに実施すること。
 - （ア） サーバからホームページのデータを削除すること。
 - （イ） Google に対し、当該ホームページを検索結果から削除するよう申請すること。
 - （ウ） 当該ホームページを自動的にとりネット（<https://www.pref.tottori.lg.jp/>）に遷移するよう設定を行うこと。

（6）グッズ制作

ア 博覧会公式マスコットキャラクターのトウクントウクとのコラボカードを企画、作成すること。キャラクター使用に係る著作権許諾手続きは発注者が行う。

イ 仕様等については、予算の範囲内で実施しうるものとする。

3 その他

(1) 実施計画書の作成

実施計画書を発注者の示す日程までに作成し、納品すること。なお、実施計画書は資料として会議等に提出し公開することがある。

作成に当たり、博覧会協会等必要な関係機関と連絡調整を行い、内容を精査すること。

(2) 運営体制の整備

各エリア及び主たる業務の担当者を明示し、発注者の指示等に対応できる体制とイベントの円滑な進行管理を行う人的体制をつくること。

運営に当たっては、発注者の指示に従うこととし、博覧会協会等必要な関係機関と密に連携すること。

(3) 業務の実施

3(1)で作成した実施計画書をもとに下記を留意の上、業務を実施すること。

ア 博覧会協会等必要な関係機関との適切な連絡調整を行うこと。(イベント開催に係る各種許可申請等に必要の申請資料の作成及び届出等の手続きを含む)

イ イベントの実施に際し、会場借上期間内に会場の設営及び撤去をすること。

【借上期間の目安】

春季イベント 令和9年4月下旬の2日程度

夏季イベント 令和9年7月10日(土)～12日(月)

秋季イベント 令和9年8月30日(月)の週の2日程度

ウ 実施に当たっては、会場となる施設の利用規則(電気系統や火気の取扱い及び、敷地内への車両の乗り入れ等)を遵守すること。

エ 業務の実施に必要な人員の確保や物資の調達は、受注者が行うこと。なお、本書内で但し書きにより発注者が行うとしているものについてはこの限りではない。

オ 業務の実施に当たり常に発注者と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けるものとする。また、発注者の求めに応じて会場における実施調査等の立会い及び関係団体等との打合せに出席すること。

カ イベント終了後の会場の原状復帰

※仮設物、機材、備品等の設置にあたっては、設置前、設置完了時及び撤去完了時の状況が分かる写真を撮影し、撤去完了後速やかに発注者に提出すること。

(4) その他

ア 本件業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者負担とする。なお、本書内で但し書きにより発注者が負担するとしているものについてはこの限りではない。

イ 本件業務の遂行にあたっては、委託者と随時協議・調整を行うこと。また、十分な業務経験を有する人員・体制を整え、予算及び進行管理を行うこと。

ウ 本件業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。

エ 委託者は、本件業務が完全に履行された場合に委託料を払う。履行されない内容がある場合、又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なったりした場合には、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。